

第 17 号

令和4年度熊本県病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和4年度熊本県病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度熊本県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 病院事業収益	1,717,875千円	163,665千円	1,881,540千円
第1項 医 業 収 益	703,734千円	△102,257千円	601,477千円
第2項 医 業 外 収 益	1,014,141千円	265,922千円	1,280,063千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	1,722,272千円	△56,798千円	1,665,474千円
第1項 医 業 費 用	1,687,161千円	△56,959千円	1,630,202千円
第2項 医 業 外 費 用	34,611千円	161千円	34,772千円

（資本的支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「119,687千円」を「121,811千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支	出	
第1款 資本的支出	770,596千円	2,124千円	772,720千円
第2項 企業債償還金	271,696千円	2,124千円	273,820千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	1,081,140千円	△57,249千円	1,023,891千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	令和5年度	11,524千円
情報処理関連業務	令和5年度	8,826千円

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫